

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会

2026年新春16号

編集・発行責任者

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会 広報局 森 拓次

〒661-0976 兵庫県尼崎市東園田町8-110-30

TEL 06-6470-3813 Fax 06-6470-3814

E-mail nihosin@gmail.com

<https://japanharikyumassage.com/>

今年こそ給付を実現しよう

代表理事 藤岡 東洋雄

先月、ノーベル化学賞を「金属有機構造体」の開発と応用で北川進京都大学特別教授が受賞され、ノーベル生理学医学賞を「制御性T細胞」の発見と解明で坂口志文大阪大学特任教授が受賞されました。お二人の受賞は人類の発展に寄与する輝かしいものだと思います。そして、この関西のお二人の受賞で日本人のノーベル賞受賞者は27名と1団体となりました。そんなノーベル賞受賞から遡ること220年前の1805年に和歌山の漢方医華岡青洲は、乳がんの全身麻酔を「通仙散」で行いました。クロロホルムやエーテル麻酔より40年前にです。中国後漢の名医華佗が「麻沸散」を用いた外科治療を再現しました。その世界的偉業は、シカゴ市の世界外科学会栄誉館に展示されているそうです。また、青洲がやけどやケガの治療薬として創製した紫色の綺麗な「紫雲膏」は、今も使用されています。しかし、このように先達たちの努力で発展させて来た漢方薬・鍼灸・按摩などの東洋医療は、絶えず困難との闘いです。

法律では、西洋医療も東洋医療も保険給付により保険証だけで受診出来るように法制化されています。事実、生活保護法、労災保険法では給付化されています。健康保険法第一条、国民健康保険法第二条でも「疾病、負傷、出産又は死亡に関する必要な保険給付を行うものとする。」とあります。西洋医療も東洋医療（漢方薬、鍼灸、あん摩・マッサージ、指圧）も法律で位置付けられた日本の医療です。患者の半数は東洋医療を希望しているとの調査があります。運動器疾患だけでなく腹部内臓疾患・婦人科疾患・神経疾患等や難病に至るまで、効果的なものが多くあります。百歳時代と呼ばれる現代社会においても寝たきり、認知症予防等にも力を発揮します。このように高齢化医療に大変役立ち、大きな社会貢献が可能となります。しかし、それほど効果的な鍼灸マッサージ施術も保険給付で一割負担二割負担の料金でなければ、希望する高齢者は受けられません。保険料を完納しているのですから保険給付は当然の権利です。健康弱者の権利回復は最優先課題です。給付が実現することによって、医療費や介護費の上昇を抑え、数千億から数兆円の経済効果が生まれ、「患者よし、社会よし、保険者・国家よし」の三方よしとなります。衆参の国会議員の皆様には大きなお力添えをいただきたいと願っております。

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会のホームページができました。

japanharikyumassage.com



何度も検索してSEOにご協力ください。(^0^;)

活動報告

自賠責保険に関する東京海上日動との話し合い

国民の会の東京の事案で、数か月前から自賠責保険の取り扱いがしづらくなっているとの報告がありました。そんな矢先に、私と藤岡理事長が同乗する車で追突事故が発生しました。幸い大きな怪我はなかったのですが、藤岡理事長は首の痛みと腰の痛みがあったので、東京海上日動に鍼灸治療を受けたいと申請しました。その際、やはり鍼灸は自賠責保険の対象外と言われたようです。対象外の理由として、医業類似行為であるためとのことだったので、「それは間違いですよ！鍼灸は歴然とした医業ですよ！」と説明したところ、医師の同意書を提出していただければ変わりました。医師の同意書に関しても「自動車事故は第三者行為によるものなので、医師の同意書は必要ないと国土交通省から通知が出ていますよ！」と説明したところ、やっとのことでの、鍼灸治療が認められたと言う経緯がありました。その後、直接お話をしたいということになり、担当者ではなく責任者である課長がお見えになることになりました。そして、11月20日（木）神戸損害サービス部第一課の西田友昭課長が事務所に来てくださいました。来られて早々、当初の担当者が「鍼灸・マッサージは、医業類似行為であるため自賠責保険は使えません。」との発言並びに「同意書の提出を求めたこと」に対して不適切な発言・言動であったと謝罪がありました。そして、国土交通省・金融庁が明文化している「必要かつ妥当な実費」を支払うこと、保険請求に際して「同意書の提出」が必要ないことをお約束していただきました。と、ここまででは良かったのですが、11月20日の話し合い終了後、12月3日付で、東京海上日動の西田友昭課長からお手紙が届きました。国民の会の土田先生が書かれた「一般社団法人 鍼灸マッサージ師会」のブログを読まれたらしく、当方の認識と異なる部分があるとのことで、ご連絡させていただきましたとのことです。その内容は、担当者が医業類似行為であることを理由にお支払いの対象にはならないと説明した事実はないということと、同意書に関しても、提出をお願いしたこと自体は誤りではなく、担当者が必要性・妥当性の確認に際して、医師の同意書という形式に限定した点についてお詫びさせていただいたということでした。なので、今後も医師の同意書の提出を求める場合もあると書かれていました。私たち保険局としましては、先月号でご報告させていただいたことが、東京海上日動との話し合いでの事実でありますので、到底納得出来ませんので、早急に事実確認の話し合いを持つべく日程調整をしています。話し合いのご報告は、次号までお待ちください。

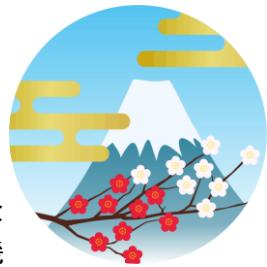
年末懇親会開催

12月7日は会員の皆様に日頃のご芳情に謝意を表し、さらなる親睦を深める会という役員と会員の懇親会でした。会場はホームグランドの阪神尼崎のごん兵衛。東京からは今西先生も駆けつけてくださいました。コロナの暗黒時代を超えて懐かしい先生方とも再会し、楽しく日頃の憂さを晴らしました。来賓は神戸医療福祉専門学校の前田先生、国会議員4名、国会議員秘書4名、県会議員1名、市会議員1名。ある国会議員からは12月の会報を持参され一面の加藤先生の文章に共感を示された上「あはきが 20番目のカルテに」というアイディアに応援をしていただきました。祝電は14通も頂きました！お忙しい中のご臨席、誠にありがとうございました。





療養費申請のツボ



●出張専門の施術者の往療の件

「出張専門の施術者の往療」の件ですが、近畿厚生局の回答だけでは到底納得が出来なかったので、厚生労働省にも問い合わせをいたしました。ただ、厚生労働省の回答も近畿厚生局の回答と同じで、受領委任の考え方からすると施術所内で施術をするのが望ましいため、患者宅へ出向いてそこで施術をするというのは望ましくないとのことでした。しかもしも仮に、そのように望ましくないのであれば、療養費支給申請書の保健所登録区分の箇所に「2. 出張専門施術者所在地」などという項目を設けなければと思います。みなさんは、どう思われるでしょうか? 常識的に考えて、出張専門で保健所が開業を認めているのだから、歩行が可能・不可能に関わらず、患者宅へ訪問して施術可能と思うのが当たり前だと思いますよね! 施術所がないのでそれしか方法がないのですからね。そのことを言うと、「自費であれば、いくらでも訪問施術をしていただいて結構です。」との回答です。これは、明らかにおかしいですよね! 歩行不可能な方には保険が使えて、歩行可能な方には保険が使えないというのは、患者に対する差別のように思います。そもそも訪問施術料という項目が出来た時点で、施術内容欄の「施術料」の項目が消えて、「通所」に変わっていました。これまで歩行困難の患者宅へ訪問した際に、ついでに歩行可能なご家族の方を施術するケースもあったと思うのですが、その場合、通所ではないですが、施術料を請求するためには、通所のところで施術料だけ請求しなければならなくなっていました。このように訪問施術料の項目が出来てからの療養費取扱いは矛盾だらけのものになっています。この出張専門の施術者の往療の件は、到底納得出来るものではありませんので、必ず歩行可能な方への訪問施術も施術料が支給されるようにいたします。出張専門で開業されておられる先生方は、安心してお待ちください。9月22日の公明党政策懇談会にこのことも要望していますので、また結果報告いたします。

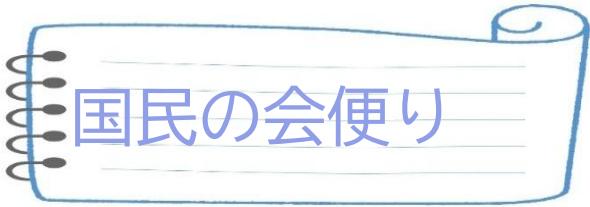
●医業類似行為について

発端は、9月25日にNHK Eテレで放送された「きょうの健康」～肩こり腰痛あやしい広告に要注意～という番組の中で、医業類似行為には国家資格を持つ者と国家資格を持たない者がいるとのことで、国家資格を持つ者の中に私たちあはきがいると解説していたことがきっかけです。ご存知のように私たちあはきは、医業であって医業類似行為ではありません。裁判の判例もあります。これも自賠責保険の問題と同じで、いつの間にか医業から医業類似行為にすり替わっています。国民の会の清水先生は、番組直後にNHKに対してメールで抗議していましたが、NHKの返答が、やはり間違った認識のままでした。なので、国民の会とともに一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会としてもNHKに対して抗議文を送ることを決定いたしました。ただ、NHKという放送局に対して送る抗議文なので、抗議するだけでなく私たちあはきを取り巻く現状をドキュメンタリーフィルムとして制作を依頼しようと思っています。そういうドキュメンタリーフィルムが放送されれば一番効果的ではないでしょうか。なお今回の自賠責保険の問題やNHKに対する抗議に関しては、県外の問題ですので一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会が担当しています。「NHK」からの回答があり次第また、ご報告させていただきます。

●「有効期限切れの健康保険証の暫定措置」について

「有効期限切れの健康保険証の暫定措置」について厚生労働省から通知がありました。令和7年8月1日以降、多数の自治体で国民健康保険の健康保険証が有効期限切れにより順次失効していきます。そのため、有効期限切れの健康保険証を持参される患者が想定されますが、そのような場合でも、令和8年3月末までは、移行期による暫定措置として、なんらかの方法で有効であることを確認すれば、その有効期限切れの健康保険証で受診しても差し支えないとのことです。ただし、次回以降は、マイナ保険証又は資格確認証を持参していただくよう働きかけてくださいとのことです。よろしくお願ひいたします。





新年明けましておめでとうございます！今年第一回目の「国民の会便り」は、先月行われたリモート忘年会の様子です。12月18日、国民の会役員会毎年恒例のリモート忘年会が開催されました。東京の清水先生・秋田の善徳先生・仙台の土田先生が、各自飲み物とおつまみを用意してリモートで参加されました。西宮の与古道鍼灸院は、藤岡先生・坂田先生、私加藤の3名です。いつもの支部報告終了後、7時頃から東京の清水先生の乾杯の音頭で始まりました。土田先生は、初めてのリモート忘年会でしたが、この会議に参加することになって、これまでわからなかつたことがわかるようになって来て感謝していますとのことでした。また、衝撃的だったのは、秋田の善徳先生のお話で、患者さんのお知り合いの方が、熊に襲われてお亡くなりになられたということです。ニュースで聞くのと違って、生々しくて恐ろしく感じました。秋田は熊の出没率が一番ですからね！街中を人があまり出歩いていないというのは本当らしいです。そんな普段聞けないような話で盛り上がり、最後に「来年もあはきの給付化を目指して、共に頑張っていきましょう！」と固く約束して8時半頃終了いたしました。今年一年、いろんなことがありましたが、令和7年の一番の収穫は、仙台の土田先生の加入ではないかと思います。みなさんご存知のように、ブログやXを駆使されて、半端ない発信力がありますからね！本当に心強いです！令和8年もあはきの給付化を目指す国民の会の動向をお知らせしてまいりますので、今年も「国民の会便り」をよろしくお願ひいたします。

編集後記

会の活動・広報部へのご要望、アイディアは隨時受け付けております。事務所へご連絡ください。

明けましておめでとうございます。旧年中も様々困難がありました。膝詰めの交渉により打開する様を見て頂きました。新年も誰もなしえなかつた道をこじ開け、新しい景色を見たいと思います。皆様のご支援を切に希うものです。